

災害復旧工事に係る主任技術者配置要件の緩和について

篠山市では、台風や集中豪雨などにより市内で発生した公共土木施設災害、農林業施設災害等の復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）について、災害復旧工事を迅速に施工し、市民の生命と財産を守るとともに安全安心なまちづくりに資するため、災害復旧工事の発注に限り他の工事の主任技術者が兼務を可能とすることについて、下記のとおり緩和措置を行うこととします。

1 主任技術者の兼務を認める要件について

- (1) 1人の主任技術者が兼務できる工事は、1件の当初請負金額3500万円未満の工事とします。
- (2) 兼務しようとする主任技術者が、他の工事で建設業法第26条に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこととします。

2 対象工事について

市が発注する災害復旧工事とし、主任技術者の兼務を可能とする案件については、入札公告に記載します。

3 兼務する場合の手続について

請負業者は主任技術者を兼務させようとする場合、様式第1号により契約担当課の確認を得なければなりません。

- (1) 兼務する工事の「配置予定技術者の資格及び工事経験調書」

4 その他

平成28年6月1日以降に行う入札公告を行う工事から適用します。